

構成員から I P o E 協議会に対する追加質問（第 56 回関係）

◆関門系ルーターの接続料の算定方法等について

質問 1 これまでの GWR の利用中止の実例の有無（転用可能な場合も含む）や、今後の利用中止が発生するような見込みと（見込みがある場合には）その根拠について御教示ください。

（西村暢史構成員）

回答 1

東京都及び大阪府に設置する GWR の利用中止実績・予定については以下の通りとなります。

- 東京都 2014 年 4 月、2016 年 4 月、2021 年 4 月
- 大阪府 2014 年 10 月、2016 年 6 月、2022 年 6 月（予定）

利用中止時期については、VNE 各社で試算したポート利用予測をもとに、NTT 東・西殿で GWR 利用ポート数予測を実施しており、増設が困難となる時期までに GWR を設備更改いただき、併せて設備更改前装置の利用中止を実施する事になっております。

NTT 東・西殿より上記以外の利用中止の連絡は受領しておりませんので、現時点において、上記以外の利用中止の予定はないものと考えております。

質問 2 NTT 東西資料 6 ページおよび 7 ページ、I P o E 協議会資料 9 ページおよび 10 ページに関して、(ア) これまでに利用中止が発生した場合の精算実績と按分方法等協議における実際の精算実績、(イ) (今後利用中止が発生した場合) 接続料の原価 (I P o E 協議会資料では月額利用料金に対するコスト転嫁) に対する具体的な負担金額や負担割合を御教示ください。

（西村暢史構成員）

回答 2

(ア) 直近で利用中止を実施した東京都に設置する GWR において、按分方法は接続ポート数按分となっており、1 ポートあたり約 2.5 百万円を当該 GWR に接続する VNE で負担しております。なお、按分方法は NTT 東日本殿及び全 VNE で協議・同意のもと決定しております。

(イ) 仮に厳密な網使用料化となった場合の月額利用料金に対するコスト転嫁金額については、GWR の創設費用・利用月数・接続ポート数等により変動するものと想定されるため、当協議会では分かりかねます。なお、当協議会プレゼンの P10 のとおり、利用中止を実施した GWR に接続していない VNE 及び利用中止後の

新規参入事業者に対してもコストが転嫁されるものと認識しており、VNE にとって予期せぬ負担増の発生や、第三者の行為により事業予見性が失われる可能性があるものと考えます。